

○ 財務省告示第三百二号  
平成三十一年十月二十日施行  
条件等を次年十二月二日より告示する。  
行三令第六号(第五条第十一項の規定)に依る。  
政府資金調達事務取扱規則(平成十一年基づき、平成大蔵省の規定)による。  
國庫短期財務証券(第七百九十一回)。

二 一  
の法律発行の名稱及び根柢記  
條項及び根柢記

七百第一法会百資十財  
律計号資四政  
債条三四項、第十項、第ニに金号法  
下へ債、第十六、第二十九、第三十  
以格替適下へ債、第十九、第三十一  
機用「振替法」、第十九、第三十二  
競争は受けけるも日本銀行の  
株式等の振替に付けるものとし  
下へ債、第十九、第三十三  
価に付けるものとし、その規  
競争して行とす。その規  
及条第二八、第一項十成び年、法  
一百項、三十に法財政融  
三、同条第十九年特別融  
三十第条第三年融

四 三  
發行方法の適用  
用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社  
定特あ争入。へ格替適下へ債、第十九、第三十三  
め別つ入札に由る發行、  
る参て札發による發行、  
も加、と行「とい  
の者財同「とい  
にご務時「とい  
よと大にう、「  
るに臣行。」  
發応がわ、「  
行募各れ及「  
へ限国るび「  
以度債入価格  
下額市札格競  
い入の規  
の定。」  
下へ債、第十九、第三十三  
以格替適下へ債、第十九、第三十三  
競争は受けけるも日本銀行の  
株式等の振替に付けるものとし  
下へ債、第十九、第三十三  
価に付けるものとし、その規  
競争して行とす。その規  
及条第二八、第一項十成び年、法  
一百項、三十に法財政融  
三、同条第十九年特別融  
三十第条第三年融

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ	方 募	
額 最	払	発		
低 行 争 非 者 特 国 入 価	込 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入	
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 别 債 札 格 行	入 価 ・ 别 債 札 格	決	
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	定	
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の	
五 万 円	八 八 六 三 千 千 千 兆 百 百 五 五 円 七 十 千 十 円 五 九 十 億 四 五 億 千 八 百 千 三 百 三 九 十 八 万 万	額 千 額 面 万 面 金 円 金 額 額 で で 八 三 千 兆 百 五 七 二 三 億 九	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 領 範 特 の う を 圏 別 応 ち 割 内 参 募 応 額 募 に 加 応 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 て い と 次 の 。 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 参 一 加 と 者 い 第 う 。 I 非

